

消費税率引上げに対する 経過措置の中身を知る

講習会のご案内

これからは
駆け込み需要の取り込み
反動減への対策が重要です。

経過措置の対象となる契約

- 請負契約
- 長期割賦販売
- リース契約
- 資産の貸付け
- サービス提供・水道光熱費・定期代
- 売上返品・貸倒れ・・・etc

- いつまでに契約すれば旧税率の適用がうけられるの？
- 代金の回収が数年にわたるけれどどんな影響があるの？
- リースってどうなるの？
- アパートの賃貸は5%のままでいいの？

日時 平成25年7月29日(月)
午後6:30～8:30
場所 川西町商工会館 2階

税制を正しく理解し、
備えることが大切です。
対応策を検討しましょう。

講師 税理士法人土田船越事務所 税理士 土田一成氏

お申込み・お問い合わせ先: 川西町商工会 TEL 0238-46-2020 FAX 0238-46-2022

お申込み締切 平成25年7月22日(月)

消費税引上げに対する経過措置の中身を知る講習会 **受講申込書** FAX:0238-46-2022(川西町商工会)

事業所名 _____
住 所 _____
氏 名 _____

主催: 山形県商工会連合会(消費税転嫁対策窓口相談等事業)

幹事: 川西町商工会 共催: 川西町商工会商業部会、川西町商工会工業部会